利用者資金の保全方法·無権限取引への 対応方針に関する事項の情報提供について

2021年5月1日の資金決済法改正に伴い、『利用者資金の保全方法』 『無権限取引への対応方針に関する事項』については利用者に対し、 適切に情報提供する事となりました。

パルコープが発行する前払式支払手段の電子マネー「ぱるるんカード」におきましては以下のとおりですので、ご覧いただきますようお願いします。



利用者資金の保全方法

資金決済法14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、 前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を 法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当組合の利用者資金の保全方法は株式会社三菱UFJ銀行と発行保証金保全契約を締結しています。

無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針

*利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

当組合は「ぱるるんカード」の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、 以下のとおりに規定しています。

- (1)カードの紛失・盗難により、利用者がカードを喪失した旨の届け出があった場合、当該カードについて 使用停止の措置をとるものとします。
- (2) 当組合による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを、利用者はあらかじめ了承するものとします。なお、カードの喪失から使用停止措置が完了する間に、電子マネー残高とポイント残高を第三者により利用された場合、またはこれらに限らず利用者に損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負いません。
- (3)カードが再発行された場合、当組合によるカードの使用停止措置が完了した時点の当組合所定の方法で確認された電子マネー残高とポイント残高が、再発行されたカードに当組合所定の期間経過後引き継がれるものとします。ただし、当組合所定の方法による本人確認が完了している場合に限ります。